

全動薬協会報

No.370

一般
社団法人 全国動物薬品器材協会

2024年11月

— 動物用医薬品等の安定供給を —

目 次

○農林水産省等からのお知らせ（2024年9月11日～2024年11月12日）	
・薬事関係（2件）	
動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令（イルノシチニブ）	2
飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の改正	2
・家畜衛生関係（5件）	
飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の改正（牛肉骨粉等）	4
発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項の改正	7
愛媛県における豚熱の患畜の確認（国内94例目）	8
高病原性鳥インフルエンザの発生状況を踏まえた防疫対策の再徹底	8
国内におけるランピースキン病発生に伴う防疫対策の徹底	10
・その他薬事関連（1件）	
指定薬物及び（指定薬物等の）医療等の用途を定める省令の一部改正	10
・その他	
薬剤耐性（AMR）対策推進月間（11月）における取組について	11
獣医師の獣医師法第22条の規定に基づく届出	13
所得税の確定申告及び事業者のデジタル化促進に関する周知	13
人権週間ポスター	15
全国優良畜産経営管理技術発表会（中央畜産会）	16
○農林水産省等の報告・統計から	
・動物用医療機器等の海外規制状況調査（令和5年度）	17
○事務局だより	
・令和6年度専門委員会を開催	20
・令和6年度新規認定研修会開催と新規認定WEB研修の実施	21
・動物薬の欠品や終売などが起きる原因を知るためのメモ（パンフレット）	24
・動薬手帳2025版を刊行	27
○協会ホームページから	
・「遵法・企業倫理・販売員の使命」（理事長）	28
○連載 世界の中の日本7（別刷）	

○農林水産省等からのお知らせ

☆☆薬事関係

事務連絡
令和6年10月31日

農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課課長補佐
(薬事審査管理班担当)

動物用医薬品等取締規則の一部を改正する 省令の制定について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第36条の8第1項及び第49条第1項の規定に基づき、動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令（令和6年農林水産省令第55号）が別添のとおり本日公布され、同日から施行されました。

記

1 改正の内容

犬のアトピー性皮膚炎に伴う症状及びアレルギー性皮膚炎に伴う掻痒の緩和に使用されるイルノシチニブを有効成分とする犬の経口投与剤の製造販売が承認されることに伴い、当該製剤を指定医薬品及び要指示医薬品に指定する。

2 施行期日

公布の日（令和6年10月31日）

3 参考

今般承認される動物用医薬品（イルノシチニブを有効成分とする犬の経口投与剤）の概要は以下のとおりです。

販売名：ゼンレリア錠4.8mg、6.4mg、8.5mg、
15mg（エランコジャパン株式会社）
効能又は効果：犬のアトピー性皮膚炎に伴う

症状及びアレルギー性皮膚炎に伴う
掻痒の緩和

◇ ◇ ◇

6消安第3837号
令和6年11月1日

農林水産省消費・安全局長

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する 省令等の一部改正について

このことについて、別紙1のとおり本日付けで公布されましたので御了知の上、本改正事項について、貴団体の会員又は組合員に対する周知徹底方をお願いします。

なお、本改正の概要については、別紙2を御参照ください。

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する 省令等の一部改正の概要

1 改正の趣旨

(1) 飼料添加物は、飼料安全法^{*1}第2条第3項に基づき、告示^{*2}において指定され、第3条第1項に基づき、省令^{*3}において有害畜産物が生産されること等を防止する見地から、成分規格等が定められています。

(2) 今般、3-ニトロオキシプロパノールを飼料添加物として新規指定し、規格・基準を定めるため、告示及び省令の一部を改正することになりました。

2 改正の概要

告示において、飼料添加物として指定しました。また、省令において、飼料及び飼料添加物の規格・基準（対象家畜、添加上限量、含量や不純物等の規定等）を設定しました。

本剤に関する告示及び省令の改正は、令和6年11月1日に施行されます。

- ※1 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）
- ※2 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の規定に基づき飼料添加物を定める件（昭和51年7月24日農林省告示第750号）。
- ※3 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）

（別紙2）

「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の規定に基づき飼料添加物を定める件」の一部改正、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令」の一部改正及び「飼料の公定規格」の一部改正について

1 現行制度の概要

飼料添加物は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。以下「法」という。）第2条第3項において、農林水産大臣が農業資材審議会の意見を聴いて指定すると規定されており、当該飼料添加物については、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の規定に基づき飼料添加物を定める件（昭和51年7月24日農林省告示第750号。以下「告示」という。）において指定されている。

また、法第3条第1項の規定により、農林水産大臣は、農業資材審議会の意見を聴いて（同条第2項）飼料若しくは飼料添加物の成分規格等を定めることができるとされており、当該成分規格等については、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号。以下「省令」という。）において定められている。

2 改正の趣旨

3-ニトロオキシプロパノールを飼料添加物として指定するようメーカーから要望があったことを受け、3-ニトロオキシプロパノールを

飼料添加物に指定するとともに、当該飼料添加物について成分規格等を定める。

なお、今般の改正に当たって農業資材審議会に意見を聴いたところ、適当であるとの答申を得た。

3 改正の内容

- ① 告示第2号に、飼料添加物として3-ニトロオキシプロパノールを追加する^{※1}。
- ② 省令別表第1の1の（1）に3-ニトロオキシプロパノールの添加上限量を、同項（2）に3-ニトロオキシプロパノールの対象家畜を規定する^{※2}。
- ③ 省令別表第2の6の（35）に、3-ニトロオキシプロパノールに用いる試験法である、誘導結合プラズマ発光分光分析法及び誘導結合プラズマ質量分析法を規定する。
- ④ 省令別表第2の7の（2）及び（4）に、3-ニトロオキシプロパノールの定量法等に用いる試薬のほか、誘導結合プラズマ発光分光分析法及び誘導結合プラズマ質量分析法を用いる場合において使用する試薬・試液について規定する。
- ⑤ 省令別表第2の8の（69）に、3-ニトロオキシプロパノールの成分規格等を規定する。
- ⑥ 飼料の公定規格（昭和51年7月24日農林省告示第756号）備考3第2章^{※3}について、省令別表第2の8の項ズレにあわせて改正する。

※1 告示の各号は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則（昭和51年農林省令第36号）第1条において定める各用途に対応しているところ、3-ニトロオキシプロパノールの用途は、飼料の栄養成分その他の有効成分の補給に該当することから、告示第2号に追加する。

※2 規定額は制定順による。

※3 飼料の公定規格備考3第2章2は、配合飼料の非フィチン態りんの成分量について計算式等を定めており、同項の表においては、計算式に登場する変数aPの算出方法を規定している。

◇ ◇ ◇

☆☆家畜衛生関係

6消安第2240号
令和6年10月3日

農林水産省消費・安全局長

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部改正に伴う関係通知の改正及び飼料の公定規格の一部改正に伴う肉骨粉の表示について

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（令和6年農林水産省令第52号）が令和6年10月3日に公布及び施行されたことに伴い、次の各号に掲げる通知について、当該各号に掲げる別紙の新旧対照表のとおり改正しましたので、下記の事項と合わせ、貴管下関係者に対する周知徹底につき御協力をお願いします。

また、飼料の公定規格の一部を改正する件（令和6年農林水産省告示第1797号）が令和6年10月3日に公布及び施行され、飼料の公定規格（昭和51年7月24日農林省告示第756号）の備考の3の別表第3に、牛のみに由来する肉骨粉（以下「牛肉骨粉」という。）が「肉骨粉（牛肉骨粉、ビーフミール）」として追加されたところがありますが、牛肉骨粉、牛及び牛以外の畜種に由来する肉骨粉（以下「牛混合肉骨粉」という。）等を配合飼料又は混合飼料の原材料とした場合の飼料の品質につき表示すべき事項のうち、原材料名の表示については、下記9のとおり扱いとしましたので、併せて御了知の上、貴管下

関係者に対する周知徹底につき御協力をお願いします。

- 一 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の運用について（平成13年3月30日付け12生畜第1826号農林水産省生産局長、水産庁長官通知。以下「運用通知」という。）別紙1
- 二 反すう動物用飼料への動物由来たん白質の混入防止に関するガイドラインの制定について（平成15年9月16日付け15消安第1570号農林水産省消費・安全局長通知。以下「混入防止ガイドライン」という。）別紙2
- 三 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について（平成17年3月11日付け16消安第9574号農林水産省消費・安全局長通知。以下「大臣確認通知」という。）別紙3
- 四 牛海綿状脳症発生防止のための飼料規制の遵守に係る検査・指導の実施について（平成17年10月31日付け17消安第5656号農林水産省消費・安全局長通知。以下「BSE検査通知」という。）別紙4
- 五 飼料等の適正製造規範（GMP）ガイドラインの制定について（平成27年6月17日付け27消安第1853号農林水産省消費・安全局長通知。以下「GMPガイドライン」という。）別紙5
- 六 食品循環資源利用飼料の安全確保のためのガイドラインの策定について（令和2年8月31日付け2消安第2496号農林水産省消費・安全局長通知。以下「エコフィード安全確保ガイドライン」という。）別紙6

記

1 省令改正の趣旨

- (1) 平成13年9月のBSE初確認後、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。以下「飼料安全法」という。）に基づき、牛、めん羊及び山羊に由来する肉骨粉、加水分解たん白質、蒸製骨粉、血粉及

び血しょうたん白質（以下「牛肉骨粉等」という。）を含む動物由来たん白質の飼料利用を禁止した。

(2) その後、製造・使用段階における分別管理を徹底する等のリスク管理措置を講じることを前提としつつ、最新の科学的知見に基づくリスク評価の結果を踏まえて、平成27年4月、牛に由来する肉骨粉等の養殖水産動物を対象とする飼料（以下「養魚用飼料」という。）への利用を再開し、平成30年4月、めん羊及び山羊に由来する肉骨粉等の養魚用飼料への利用を再開する等、順次、規制範囲の見直しを行ってきた。

(3) 今般、我が国におけるBSE発生リスクの低下等を踏まえ、牛肉骨粉等の馬、豚、鶏及びうずらを対象とする飼料（以下「鶏・鯨等用飼料」という。）への利用を再開する。

2 省令改正の概要

(1) 牛肉骨粉等のうち、牛の特定部位等の処理工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたものを鶏・豚等用飼料の原料として利用することを可能とするため、動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の成分規格中、馬、豚、鶏又はうずらの項を改正する。

(2) 牛肉骨粉等を鶏・豚等用飼料の原料として利用することを可能とするため、動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の製造の方法の基準及び表示の基準を改正する。

(3) 「たん白」を「たん白質」に改める。

(4) (1) の改正を受けて、食品循環資源を原料又は材料とする飼料の成分規格中、確認済動物由来たん白質の範囲を改正する。

3 運用通知の改正の概要

(1) 2の(1)の改正を受けて、所要の改正を

行う。

(2) 生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第36号）及びその関係法令が令和6年4月1日から施行され、飼料安全法第59条の規定に基づく厚生労働大臣への意見聴取等について、意見聴取等の相手方に内閣総理大臣が追加されたことを受けて、第5の6において、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣及び厚生労働大臣」に改める。

4 混入防止ガイドラインの改正の概要

2の(1)及び(2)の改正を受けて、水産専用飼料に係る規定を削り、A飼料とB飼料とを適切な方法により確実に分離することを基本的な指針として明確化する。

5 大臣確認通知の改正の概要

(1) 2の(1)及び(2)の改面を受けて、別添13の牛血粉等及び牛肉骨粉等を原料とする養殖水産動物を対象とする飼料の製造基準を改正し、牛肉骨粉等を鶏・豚等用飼料としても利用することを可能とするための規定を整備する。

(2) 別添13の製造基準を改正し、牛肉骨粉等を原料とする飼料の製造に当たっては、製造に従事する従業員への教育及び製造関連業務について定期的な自己点検を行うとともに、異常が発生した場合、直ちに農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課又は（独）農林水産消費安全技術センターに連絡し、当該異常の原因の究明、改善措置等の対応を行うものとする。

(3) 別添2-1、3-1、4-1、5-1、9-1及び10-1の製造基準を改正し、確認済飼料のうち、豚血粉等土の混合、豚肉骨粉等土の混合、馬肉骨粉等土の混合、チキンミール等土の混合、牛血粉等土の混合、牛血粉等と豚、馬又は家きんに由来する血粉等若し

くは原料混合血粉等との混合、牛肉骨粉等
士の混合及び牛肉骨粉等と豚血粉等、豚肉骨
粉等、馬肉骨粉等、チキンミール等、原料混
合肉骨粉等又は原料混合血粉等との混合を可
能とするための規定を整備する。

(4) 2の(3)の改正を受けて、「たん白」を
「たん白質」に改める等、文言の適正化を行う。

6 BSE検査通知の改正の概要

(1) 飼料等の販売事業場について重点的に検
査・指導すべき事項に、A飼料とともに本省
令別表第1の2の(1)に規定する確認済牛血
粉等又は確認済牛肉骨粉等（以下「牛肉骨粉
等」という。）を原料とする飼料を店舗に陳
列していないことの確認を追加する。

(2) BSE発生防止に係る飼料規制に関する検査
・指導の優先度について、A飼料を製造し、B
飼料の取扱いがある配混合飼料の製造事業場
のうち、農林水産大臣の確認を受けているも
のを最優先とするとともに、同一の農場にお
いて豚、鶏又は養殖水産動物を飼養している
反すう動物飼養農家を最優先とする。

(3) 本省令の施行の日から1年間は、反すう動
物飼養農家のうち、同一農場において豚、鶏
又は養殖水産動物をともに飼養する農家の全
てを検査・指導するものとし、その後は、当
該農家のうち、牛肉骨粉等を原料とする飼料
を使用しているもの（農林水産大臣の確認を
受けて飼料を自家配合するものを含む。）の全
てを原則として年1回検査・指導するもの
とする。

(4) 別紙1の3の(5)並びに別記様式第1号及
び第2号の別紙については、別途定めるもの
とする。

7 GMPガイドラインの改正の概要

2の(1)及び(2)及び4の改正を受けて、水
産専用飼料に係る規定を削る等、文言の適正化
を行う。

8 エコフィード安全確保ガイドラインの改正 の概要

2の(4)の改正を受けて、第2の10の確認済
動物由来たん白質の定義を改正する。

9 肉骨粉の表示

(1) 牛肉骨粉については、牛肉骨粉、ビーフ
ミール、肉骨粉又はミートボーンミールと表
示すること。

(2) 牛混合肉骨粉（飼料及び飼料添加物の成
分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第
35号）別表第1の2の(1)の表の馬、豚、鶏、
うずら又は養殖水産動物の項の第2欄のこの
規定による確認を受けた製造工程で製造され
た豚及び家きんに由来する肉骨粉を含む。）に
ついては、牛混合肉骨粉、ビーフ混合ミール、
肉骨粉、ミートボーンミール又はこれらに準
じた原材料名を表示すること。

(3) (2)に伴い、豚及び家きんに由来する肉
骨粉（(2)に掲げるものを除く。）について
は、豚鶏混合肉骨粉、ポーク・チキン原料混
合ミール等、豚及び家きんに由来することが
確認できる表示とし、肉骨粉、ミートボーン
ミール又は原料混合肉骨粉と表示しないこと。





6消安第4352号
令和6年10月31日

農林水産省消費・安全局長

特定家畜伝染病防疫指針の一部改正及び特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項の改正について

家畜伝染病のうち特に総合的に発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずる必要があるものについては、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第3条の2第1項に基づき、特定家畜伝染病防疫指針を作成し、公表しているところです。

下記1の6疾病に係る特定家畜伝染病防疫指針が、本日付けで一部改正されたことに伴い、下記2の4疾病に係る留意事項の全部を別紙1から別紙4のとおり改正しましたので、お知らせします。

つきましては、このことについて御了知いただくとともに、管内市町村、関係機関及び関係団体に周知の上、地域一体となって、家畜伝染病の発生予防及びまん延防止措置の迅速かつ円滑な実施に御尽力いただきますようお願いいたします。

記

1. 以下の特定家畜伝染病防疫指針は令和6年10月31日付けで一部改正されました。

- (1) 「牛疫に関する特定家畜伝染病防疫指針」（令和2年7月1日農林水産大臣公表）
- (2) 「牛肺疫に関する特定家畜伝染病防疫指針」（令和2年7月1日農林水産大臣公表）
- (3) 「口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針」（令和2年7月1日農林水産大臣公表）

- (4) 「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」（令和2年7月1日農林水産大臣公表）
- (5) 「アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」（令和2年7月1日農林水産大臣公表）
- (6) 「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」（令和2年7月1日農林水産大臣公表）

2. 以下の留意事項は本通知をもって別添1から別添4までのとおり改正します。（略）

- (1) 「口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について」（令和3年10月1日付け3消安第3495号農林水産省消費・安全局長通知）
- (2) 「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について」（令和6年3月28日付け5消安第7696号農林水産省消費・安全局長通知）
- (3) 「アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について」（令和6年3月28日付け5消安第7696号農林水産省消費・安全局長通知）
- (4) 「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について」（令和3年10月1日付け3消安第3495号農林水産省消費・安全局長通知）

（以下略）

◇ ◇ ◇

令和6年11月1日
農 林 水 産 省

愛媛県における豚熱の患畜の確認（国内94例目）及び「農林水産省豚熱・アフリカ豚熱防疫対策本部」の持ち回り開催について

本日、愛媛県四国中央市の養豚農場において家畜伝染病である豚熱の患畜が確認されたことを受け、農林水産省は「農林水産省豚熱・アフリカ豚熱防疫対策本部」を持ち回りで開催し、今後の対応方針について決定しました。

現場及び周辺地域にも本病のウイルスが存在する可能性があり、人や車両を介して本病のまん延を引き起こすおそれがあります。現場及び周辺地域での取材は、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。

1.発生農場の概要

所在地：愛媛県四国中央市
飼養状況：約60頭

2.経緯

(1) 愛媛県は、昨日（10月31日（木曜日））、同県四国中央市の農場において離乳豚及び肥育豚の死亡の増加がみられる旨の通報があったため、当該農場に立ち入り、検査を実施しました。

(2) 愛媛県の検査により豚熱の疑いが生じたため、農研機構動物衛生研究部門（注）で精密検査を実施したところ、本日（11月1日（金曜日））、豚熱の患畜であることが判明しました。

（注）国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門：国内唯一の動物衛生に関する研究機関

3.今後の対応

「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、以下の措置について万全を期します。

- (1) 当該農場の飼養豚の殺処分及び焼埋却等の必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施します。
- (2) 感染経路等の究明のため、国の疫学調査チームを派遣します。
- (3) 本病の早期発見及び早期通報の徹底を図ります。
- (4) 関係府省と十分連携を図るとともに、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努めます。
- (5) 農場の消毒や野生動物の農場への侵入防止等の飼養衛生管理基準の遵守に関する指導を徹底します。

◇ ◇ ◇

6消安第4468号
令和6年11月6日

農林水産省消費・安全局長

高病原性鳥インフルエンザの発生状況を踏まえた防疫対策の再徹底について

高病原性鳥インフルエンザ（以下「本病」という。）の防疫対策については、「高病原性鳥インフルエンザの防疫対策の徹底について」（令和6年9月12日付け6消安第3505号農林水産省消費・安全局長通知）等を踏まえ、家きん飼養農場における発生予防対策等についてご指導いただいているところです。

今シーズンは、これまでで最も早く10月17日に北海道（肉用鶏農場）で本病が確認されて以降、短期間のうちに、千葉県（10月23日、採卵鶏農場）、新潟県（10月26日、採卵鶏農場）、島根県（10月31日、採卵鶏農場）、そして本日は新潟県で2例目となる本病の疑似患畜（11月6日、採卵鶏農場）が確認されています。これは、

過去最多の発生となった令和4年シーズに匹敵するペースであり、周辺において死亡野鳥等から本病ウイルスが検出されていない地域でも発生が確認されており、既に全国どこで発生してもおかしくない状況となっており、最大限の警戒が必要となっています。

全国的に本病ウイルスが存在していると考えられる中、渡り鳥の飛来が本格化し、今後さらに環境中のウイルス濃度が高まり本病の発生リスクがさらに増大すると考えられることから、各都道府県においては、家きんの飼養者に警戒を促すとともに、家きん農場における本病の発生防止を図るため、下記に留意して効果的に飼養衛生管理を行うよう改めて関係者にご指導いただくようお願いいたします。

記

1 危機感の共有と警戒の強化

今シーズンの発生状況を改めて共有して関係者の危機感を高め、警戒を強化すること。また、地域におけるまん延を防ぐためにも、本病が疑われる事例については、早期に家畜保健衛生所へ通報することについて改めて徹底すること。

2 過去に発生が確認された農場・地域における対策の強化

本年も既に、過去に発生が確認された農場での発生が複数報告されています。近年に発生が確認された農場又は地域については、本病の発生リスクを高める環境要因が揃っているものと認識し、特に重点的に防疫対策を呼び掛けること。

3 これまでの発生から得られた知見を活かした効果的な飼養衛生管理等の徹底

農場及び家きん舎へのウイルス侵入を効果的に防止するため、特に次の点について徹底すること。

(1) 飼養衛生管理区域に出入りする人、車両等の防疫対策の徹底

- ① 専用衣服及び長靴の設置及び着用を徹底するとともに、交換に当たって交差汚染が生じない動線を確認すること。
- ② 家きん舎ごとの専用長靴の設置及び使用、手指消毒等について適切に実施すること。
- ③ ウイルス侵入防止対策については、全ての従業員だけでなく、飼料等の生産資材の運搬事業者、家きんの導入・出荷等作業、工事関係者等農場に出入りする事業者も徹底すること。

(2) 野鳥、野生動物等の侵入防止対策

- ① 家きん舎の点検により破損、隙間等を見つけた場合は速やかに修繕するとともに、除糞ベルトや集卵ベルト等の開口部にカバーやシャッターを設置する等、野生動物等の侵入防止を図ること。
- ② 堆肥舎への防鳥ネットの設置、餌こぼれの片付け、家きん死体や廃棄卵の適切な処理により野生動物等の誘引を防止すること。
- ③ 家きん舎周辺の整理整頓、草刈り等により、野生動物等の隠れやすい場所をつくらないこと。

(3) 農場の周辺環境におけるウイルスリスクの低減

都道府県や市町村等地域が一体となって以下の取組を推進すること。

- ① 農場内や農場周辺のため池等の水場の水抜き、防鳥ネットや忌避テープの設置により野鳥を近づけない対策を講じること。
- ② 農場周辺にカラス等の野鳥を誘引する施設やねぐら等の生息に適した環境がある場合は、枝払い等により解消を図ること。
- ③ 農場周辺において野鳥等への安易な餌やりやそれに類する行為は中止すること。

以上

◇ ◇ ◇

6消安第4496号
令和6年11月7日

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

国内におけるランピースキン病発生に伴う 防疫対策の徹底について

11月6日、福岡県下の乳用牛飼養農場において、国内では初めてとなるランピースキン病（以下「本病」という。）の発生が確認されました。本病については、本病を発症した牛の早期発見、隔離、移動の自粛、ワクチン接種等の総合的な防疫対策によって、本病の発生及び感染拡大を効率的かつ効果的に防止する必要があります。

つきましては、貴都道府県内における牛の所有者、獣医師等に対して、本事例を周知するとともに、特に下記の点について御指導いただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、牛において本病の発生が疑われる事例が確認された場合には、当課まで速やかに御連絡いただくようお願いします。

記

- 1 飼養している牛を定期的に観察し、飼養する牛に全身の皮膚の結節や水腫、発熱、乳量の低下等の本病を疑う症状がみられた場合には、当該牛を群から速やかに隔離して管理するとともに、獣医師又は家畜保健衛生所に連絡すること。
- 2 本病は、感染した牛の移動により感染拡大するおそれがあることから、出荷等により農場外へ移動させる場合には、健康状態を確認すること。
- 3 本病は、蚊、サシバエ、ヌカカ等の吸血昆虫

（バクテリア）による機械的伝播により感染が成立すると考えられていることから、平時から害虫の防除を行うために殺虫剤の散布その他必要な措置を講ずること。

- 4 本病ウイルスが付着した飼養器具等の持込みが感染の原因となるおそれがあることから、他の畜産関係施設等で使用し、又は使用したおそれがある飼養器具等は、原則として農場内に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合は、洗浄、消毒その他必要な措置を講ずること。
- 5 血液を介して本病の感染が成立する報告もあることから、注射針、人工授精用器具その他体液（生乳を除く。）が付着する物品を使用する際は、1頭ごとに確実に交換又は消毒を実施すること。

以上

◇ ◇ ◇

☆☆その他薬事関連

医薬発1106第5号
令和6年11月6日

厚生労働省医薬局長

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について（施行通知）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第二条第十五項に規定する指定薬物等については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を

定める省令（平成19年厚生労働省令第14号。）
において定めています。

本日、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第151号）が公布されましたので、下記について御了知の上、関係各方面に対する周知と適切な指導をお願い申し上げます。

記

1. 指定薬物の指定

(1) 新たに指定された物質

次に掲げる4物質について、中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。）を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあると認められたことから、法第二条第十五項に規定する指定薬物として指定した。

- ①N-(1-アミノ-3,3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル)-5-プロモ-1-ペンチル-1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類
- ②1-(2-ジエチルアミノ)エチル-2-(4-フルオロベンジル)-5-ニトロベンズイミダゾール及びその塩類
- ③1-(2-ジエチルアミノ)エチル-2-(4-メトキシベンジル)ベンズイミダゾール及びその塩類
- ④4-メチル-1-(3,4-メチレンジオキシフェニル)-2-(ピロリジン-1-イル)ペンタン-1-オン及びその塩類

(2) 指定された物質を含む物

(1) に掲げる物質のいずれかを含有する物（ただし、元来これらの物質を含有する植物を除く。）は指定薬物であり、規制の対象となる。

2. 施行期日

公布の日（令和6年11月6日）から起算して10日を経過した日（令和6年11月16日）から施行する。

◇ ◇ ◇

☆☆その他

6消安第4340号
令和6年10月31日

農林水産省消費・安全局畜産安全管理課長

薬剤耐性(AMR)対策推進月間(11月)における取組について(お知らせ)

平素より、動物薬事行政に御協力を賜り、ありがとうございます。

薬剤耐性（AMR）対策につきましては、令和5年4月に「薬剤耐性（AMR）対策アクションプラン（2023-2027）」として更新されており、畜産分野における抗菌薬の使用量削減の具体的な数値目標を実現するため、皆様方には、抗菌薬の慎重使用・適正使用の取組を推進するよう、貴会会員への周知・指導をお願いしているところです。

さて、薬剤耐性（AMR）対策の推進においては、国民の理解が重要となります。このため、政府としては、毎年11月を「薬剤耐性（AMR）対策推進月間」（以下「推進月間」という。）に位置付け（別添1）、推進月間を中心に薬剤耐性（AMR）に関する知識や理解を深めるための国民的な運動を展開しています。

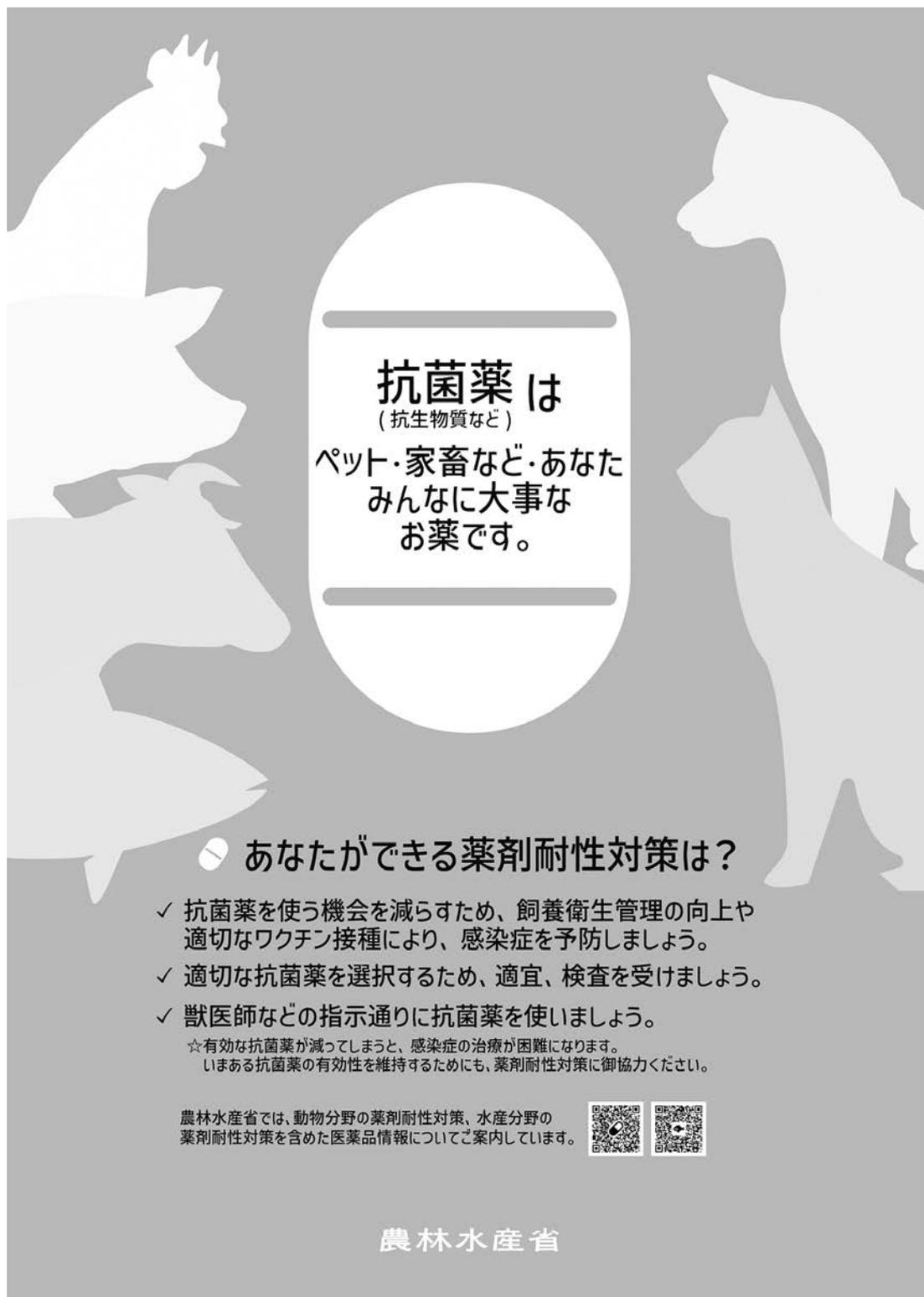
今年度の推進月間における当省の取組は、以下のとおりです。

- ・SNSを用いた情報発信：当省公式X(旧Twitter、別添2)、Facebook(別添3)及びメールマガジンを活用した情報発信（別添4）
- ・薬剤耐性対策に関するポスターの配布(別添5)
- ・当省の「消費者の部屋」における薬剤耐性(AMR)対策に関する展示(別添6)

・薬剤耐性(AMR)対策に関するミニセミナーの開催(別添7)

皆様方におかれましては、動物分野の薬剤耐性(AMR)対策として、日頃より動物用医薬品の適正使用・慎重使用等の普及啓発・指導等に

御協力いただいているところですが、改めて、これらの情報発信や取組を御確認いただくとともに、本推進月間中の皆様方の普及啓発活動に御活用下さいますよう、よろしく申し上げます。



抗菌薬は
(抗生物質など)
ペット・家畜など・あなた
みんなに大事な
お薬です。

● **あなたができる薬剤耐性対策は？**

- ✓ 抗菌薬を使う機会を減らすため、飼養衛生管理の向上や適切なワクチン接種により、感染症を予防しましょう。
- ✓ 適切な抗菌薬を選択するため、適宜、検査を受けましょう。
- ✓ 獣医師などの指示通りに抗菌薬を使いましょう。

☆有効な抗菌薬が減ってしまうと、感染症の治療が困難になります。
いままある抗菌薬の有効性を維持するためにも、薬剤耐性対策に御協力ください。

農林水産省では、動物分野の薬剤耐性対策、水産分野の薬剤耐性対策を含めた医薬品情報についてご案内しています。



農林水産省

回覧

回覧に御協力願います。

令和6年11月1日

獣医師の皆様へ

農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課

獣医師法第22条に基づく届出について

全ての獣医師は、獣医師法（昭和24年法律第186号）第22条に基づき2年ごとに農林水産省令で定める事項の届出が義務付けられています。

本年度は、その届出を行う年となっておりますので、獣医師業務に就いているか否かにかかわらず、全ての獣医師は、令和6年12月31日現在の状況を、令和7年1月1日～1月31日の期間に、お住まいの住所地を管轄する都道府県へ届け出なければなりません。

なお、紙媒体での届出に加えて、農林水産省共通申請サービス（eMAFF）によるオンラインでの届出も受け付けます。届出の様式及び記載方法については、農林水産省ホームページで御確認頂けます。

<届出様式や記載方法について>

「獣医師 届出」で検索

農林水産省ホームページ

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/zyui/22.html>



令和6年11月6日
農林水産省
国税庁
デジタル庁

令和6年分の所得税の確定申告及び事業者のデジタル化促進に関する周知のお願いについて（周知協力依頼）

平素より農林水産行政に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

各府省庁では、これまでも事業者の皆様を含む国民の利便性の向上を目指しながら、事業者の業務や公的手続等のデジタル化に取り組んできたところです。

これまで以上に取組を加速させていくため、農林水産省としてもデジタル庁や各府省庁と連携しながら、周知広報等を行っていくこととしております。

こうした中で、令和6年分の所得税の確定申告や事業者のデジタル化に向けて、貴会を通じた事業者の皆様への着実な周知が必要不可欠だと考えておりますので、次の内容について、会員への周知に御協力賜りますようお願い申し上げます。

① 給与所得の源泉徴収票のオンライン提出について

事業者の方が税務署にオンライン（e-Tax等）で提出した給与所得の源泉徴収票の情報（税務署への提出義務がない500万円以下の給与所得の源泉徴収票の情報を含みます。）が、従業員の方の令和5年分の確定申告から、マイナポータル連携による自動入力の対象に追加されました。

従業員の方が確定申告において、この給与所得の源泉徴収票の情報の自動入力を利用するためには、事業者の方から給与所得の源泉徴収票をオンラインで提出していただく必要があります (注)。

つきましては、できる限り多くの事業者の方に給与所得の源泉徴収票をオンラインで提出いただけるよう、別紙1を貴会の機関紙（誌）等へ掲載していただくなど、会員に対する周知の御協力をお願い申し上げます。

（注） 従業員の方がマイナポータル連携による自動入力を利用するためには、事業者の方が、従業員の方のマイナンバー、氏名(カナを含みます。)、住所、生年月日等を正しく入力し、税務署にオンラインで給与所得の源泉徴収票を提出いただく必要があります。

別紙1「給与所得の源泉徴収票をe-Taxで提出すると、従業員の方の確定申告が更に簡単に!!」

(<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/pdf/0023008-104.pdf>)

② 自宅からのマイナンバーカードを利用したe-Taxによる確定申告について

確定申告をする際には、スマートフォンやパソコンを使って、ご自宅等から国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用することができます。「確定申告書等作成コーナー」では画面に表示される案内に沿って金額等を入力するだけで、所得税の申告書の作成が可能となっており、作成した申告書をそのままe-Taxにより送信できます。

e-Taxを利用した確定申告は、マイナポータル連携を活用した給与所得の源泉徴収票の情報や各種控除証明書等のデータの自動入力が可能となるほか、令和7年1月から、Android端末を対象にスマホ用電子証明書がe-Taxで利用可能となる予定^(注1)であり、マイナンバーカードをスマートフォンで読み取らなくても、申告書の作成・e-Tax送信が可能になり、利便性がさらに向上しています。

貴会におかれましては、自宅からのマイナンバーカードを利用したe-Taxによる申告の更なる推進に向けて、本取組の趣旨に御理解をいた

だきますとともに、給与所得の源泉徴収票の交付時期に、別紙2及び別紙3^(注2)を用いて、マイナンバーカードを利用した確定申告やマイナポータル連携の利便性について、従業員等へ周知されるよう会員各位へ依頼いただくなど御協力をお願い申し上げます。

（注1）iOS端末については、翌年分に向け順次対応予定です。

（注2）「給与所得の源泉徴収票」をオンライン提出している場合、別紙3を適宜加工の上、別紙2と併せて給与情報のマイナポータル連携が利用可能であることを周知願います。

別紙2 「確定申告はマイナンバーカードでe-Tax（従業員向け周知用）」

別紙3 「源泉徴収票の情報がマイナポータル連携で自動入力されます！」

③ 事業者のデジタル化促進について

事業者のデジタル化を進めることは政府全体として取り組む重要な課題の一つとされており、関係省庁等において、事業者のデジタル化促進に取り組んでおります。

取引・会計・税務といった事業者の一連の業務をデジタル化することにより、事業者の経営の効率化・高度化や生産性の向上が期待されることから、関係省庁等が連携して、まずは、事業者に各種クラウドツールの活用やデジタルインボイスの導入を促進するとともに、中長期的には、取引から会計、税務申告・納税に至るまでの一連の業務プロセスについて一貫したデジタル化ができる環境の整備を目指すこととされております。

そのため、国税庁において、デジタルインボイスやAI-OCR等の導入によるデジタル化のメリットを訴求するリーフレットや動画等の広報素材を作成し、事業者のデジタル化を支援する施策の周知・広報を行っているところです。

これらの広報素材は事業者のデジタル化促進

につながる有益なものと考えておりますので、
貴会におかれましても、傘下の会員各位に対し
て下記リンク先の広報素材を共有していただく
など適宜ご活用いただき、取引・会計・税務と
いった事業者の一連の業務のデジタル化の促進

を働きかけていただきますよう、お願い申し上
げます。

別紙4 事業者のデジタル化促進に関するリー
フレット・動画等一覧（略）

人権週間

12月4日～10日 12月10日は人権デーです。



「誰か」のことじゃない。

身近な人権問題を知るためのショートストーリーはこちら 

法務局では、人権侵害による被害を受けた方を救済するための活動を行っています。

みんなの人権110番

ゼロ ゼロ みんなの ひやくとお ばん

 **0570-003-110**

こどもの
人権110番  **0120-007-110**

女性の人権
ホットライン  **0570-070-810**

外国人権
相談ダイヤル  **0570-090911**

LINEじんけん相談 @linejinkensoudan 

インターネット
人権相談受付窓口

<https://www.jinken.go.jp/> (パソコン・スマートフォン・
携帯電話共通) 

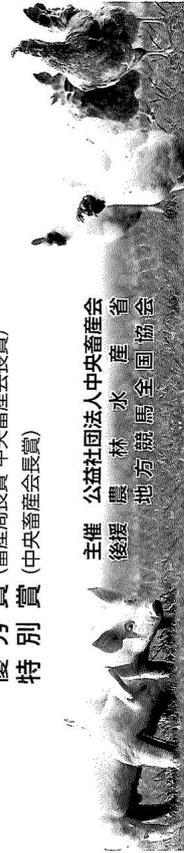
 法務省人権擁護局・全国人権擁護委員連合会



令和6年度

全国優良畜産 経営管理技術発表会

- 日時** 令和6年11月28日(木)
13:00～17:00(予定)
- 会場** 都市センターホテル3階 (東京都千代田区平河町2-4-1)
来場を希望される場合には、参加申込書をご提出下さい。
発表会の様子はWEBでも配信いたします。
- WEB
視聴申込** ホームページからお申込みください
(裏面参照)
- 開会
業種発表** 13:00～
全国から選ばれた優秀な畜産経営8事例による発表
- 審査講評** 15:40～
審査委員長 眞鍋 昇様 (東京大学 名誉教授)
- 表彰式** 16:00～
最優秀賞 (農林水産大臣賞 地方競馬全国協会理事長賞 中央畜産会長賞)
優秀賞 (畜産局長賞 中央畜産会長賞)
特別賞 (中央畜産会長賞)



主催 公益社団法人中央畜産会
後援 農林水産省
地方競馬全国協会

令和6年度 全国優良畜産経営管理技術発表会

全国優良畜産経営管理技術発表会

※敬称略(氏名)

- 発表
8事例**
- 菅原 雅継・真美 (酪農) 岩手県
 - 兵藤 幸悦 (肉用牛肥育) 山形県
 - (株)インシンファーム (肉用牛肥育) 栃木県
 - 田辺 竜太 (採卵) 山梨県
 - 平野 耕平・博子 (酪農) 岡山県
 - (有)長門アグリスト (肉用) 山口県
 - (株)ヤマニファーム (肉用) 高知県
 - (株)丸福・(有)荻町高原総合農場 (養豚) 大分県

全国優良畜産経営管理技術発表会

特別賞
旭市飼料用米生産者協議会・旭市飼料用米利用者協議会
(飼料生産組織 千葉県)

審査委員

- 審査委員長**
眞鍋 昇
東京大学 名誉教授
- 審査委員**
安藤 光義
東京大学大学院農学生命科学研究科 教授
- 叶 拓斗
農林水産省畜産局企画課 課長補佐
- 栗原 伸一
千葉大学大学院農芸学部 教授
- 小迫 孝実
国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構
生物系特定産業技術研究支援センター 研究開発監
- 齋藤 武至
湘北短期大学 講師
- 松田 二子
東京大学大学院農学生命科学研究科 准教授
- 近藤 康二
公益社団法人中央畜産会 専務理事

ホームページ (WEB視聴申込等)

WEB視聴方法、発表事例等の情報は、以下の令和6年度発表会ホームページに順次掲載します。



<https://jlia.lin.gr.jp/business/superior/24prize/>

○農林水産省等の報告・統計から
☆動物用医療機器等の海外規制状況調査

(令和5年度 生産資材安全確保対策委託事業)
概要(一部)は別添のとおりです。

最終成果報告書 (概要版)

令和5年度生産資材安全確保対策委託事業
(動物用医療機器等の海外規制状況調査)

Nomura Research institute Consulting & Solutions India Pvt. Ltd.
7th Floor, Tower A, Building No.5, DLF Cyber City,
Phase III, Gurgaon, Haryana 122 002 India

2024年3月22日

NRI

Envision the value,
Empower the change

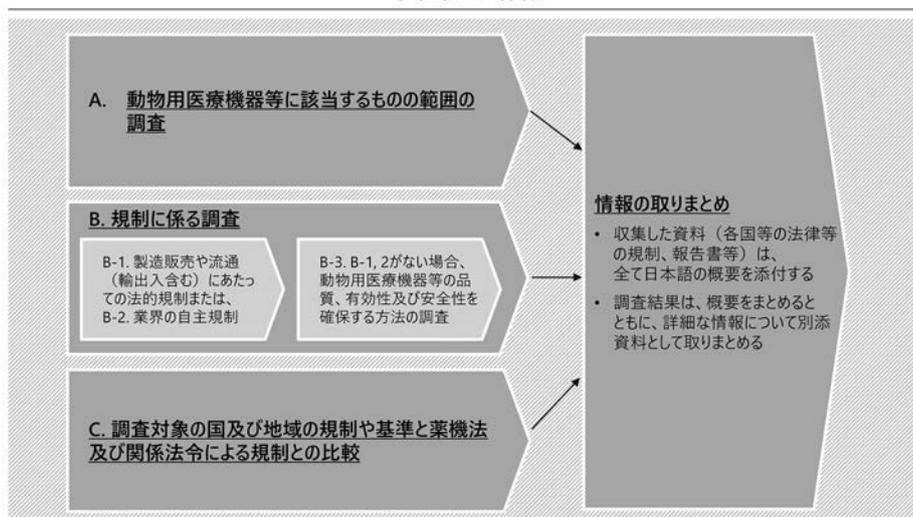


最終成果報告書 | 概要版

本事業の実施内容

- 本事業では対象国における動物用医療機器及び動物用体外診断用医薬品の規制に関する調査を実施した。
- タスクAについては主にデスクトップ調査にて、タスクBについてはデスクトップ調査とヒアリング調査を行った。

本事業の全体像



Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved. **NRI** 1

最終成果報告書 | 概要版 | 各国比較

米、EU、及びドイツには動物用医療機器等の規則がないか、あったとしてもその一部のみが適用される。韓国及びタイには、日本の薬機法に比較的類似した規則が存在する (1/2)

- 本事業では、米、EU、ドイツ、韓国、タイを調査対象国・地域として、動物用医療機器及び動物体外診断用医薬品における各国の規制等を調査した。

		日本	米	EU	ドイツ	韓国	タイ
根拠法	動物用医療機器	薬機法	連邦食品・医薬品・化粧品法	規制・基準なし	動物医薬品法	医療機器法	医療機器法
	動物用体外診断用医薬品				アニマル・ヘルス法*	体外診断用医薬品規則	
所轄組織	動物用医療機器	農林水産省	該当なし	該当なし	連邦食糧・農業省	食品医薬品安全処及び農林畜産食品部	食品医薬品局
	動物用体外診断用医薬品						
動物用医療機器等の規制範囲	動物用医療機器	人用及び動物用の医療機器及び体外診断用医薬品	人用及び動物用の医療機器及び体外診断用医薬品	規制・基準なし	動物用医薬品及び医療機器	人用及び動物用の医療機器	人用及び動物用の医療機器及び体外診断用医薬品
	動物用体外診断用医薬品				動物用体外診断用医薬品	人用及び動物用の体外診断用医薬品	
製造販売業許可	動物用医療機器	適用あり 高度管理医療機器、管 理医療機器、一般医療 機器で種類が異なる	適用なし	適用なし	一部適用あり 動物用医薬品とセット で販売される機器のみ 適用対象	適用あり 販売業者は韓国内で 届出を行い、許可を得 た企業に限られる	適用あり タイ国内のライセンサー を通す必要がある
	動物用体外診断用医薬品						
製造業許可	動物用医療機器	適用あり 医療機器の種類に応 じた資格要件を満たす 必要がある	適用なし	適用なし	一部適用あり 動物用医薬品とセット で販売される機器のみ 適用対象	適用あり 製造国・製造会社名・ 住所の登録が必要	適用あり
	動物用体外診断用医薬品						
修理業許可	動物用医療機器	適用あり 大臣が定める修理区 分に従い、事業所ごと に与えられる	適用なし	適用なし	一部適用あり 動物用医薬品とセット で販売される機器のみ 適用対象	適用あり 食品医薬品安全大臣 への届出が必要	NA
	動物用体外診断用医薬品						

*仮訳

出所) 各国政府サイト等のウェブサイトを基にNRIが作成

Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved.

NRI 2

最終成果報告書 | 概要版 | 各国比較

米、EU、及びドイツには動物用医療機器等の規則がないか、あったとしてもその一部のみが適用される。韓国及びタイには、日本の薬機法に比較的類似した規則が存在する (2/2)

■ 日本と最も整合性が取れているのが韓国、次いでタイであることが本調査から分かった。

	日本	米国	EU	ドイツ	韓国	タイ
クラス分類	動物用医療機器 動物用体外診断用医薬品 3分類 ・一般医療機器 ・管理医療機器 ・高度管理医療機器	適用なし	適用なし	適用なし	4分類 クラスI～IV	1分類 クラスI (低リスク)
表示	動物用医療機器 動物用体外診断用医薬品 適用あり 使用方法その他取り扱以上の必要な注意事項などを表示	適用あり ただし、表示義務遵守の管理は企業責任	適用なし	適用なし	適用あり：容器や外箱への表示が必要 適用あり：容器への表示が必要	適用あり： 動物用体外診断用医薬品：容器への表示が必要
添付文書等の提出	動物用医療機器 動物用体外診断用医薬品 適用あり	適用なし	適用なし	一部適用あり 動物用医薬品とセットで販売される機器のみ適用対象	適用あり 対象：クラスI～IVの動物用医療機器等	適用あり： 表示義務と合わせて技術文書の提出義務あり
GMP	動物用医療機器 動物用体外診断用医薬品 適用あり GMPの適合性調査は5年ごとに実施	適用なし	適用なし	適用なし	適用あり	適用あり
承認審査期間	動物用医療機器 動物用体外診断用医薬品 6か月～12か月 12か月	適用なし	適用なし	適用なし	クラスII：10日、III：65日、IV：80日 クラスII：5日、III～IV：65～80日	1～80営業日
許可（登録）の有効期間	動物用医療機器 動物用体外診断用医薬品 製造販売許可：5年間 製造業許可：5年間	適用なし	適用なし	適用なし	5年間	5年間



○事務局だより

☆専門委員会を開催

令和6年度の専門委員会（畜産業、小動物業、水産業別）を9月19日に東京（ホテルアジュール竹芝）で開催しました。

概要は次の通りです。

専門委員会結果概要

今年度の専門委員会は、6月から9月に6ブロックで畜産業（LS）、小動物業（CA）、水産業（四国・九州）の各専門委員会を開催（北海道は2委員会ともWEB、九州の水産業はWEB）、それらを集約する中央専門委員会を9月19日に東京で開催しました。

3専門委員会は、今年度初めて、会員と賛助会員が開会当初から一緒にブロックからの情報共有、意見交換し、その後に全体会議を開催。その概要は、次のとおりです。

1 参加者

	会員(委員、理事、ブロック長)	賛助会員(メーカー)
畜産業専門委員会	13名	19名
小動物業専門委員会	12名	12名
水産業専門委員会	7名	5名

上記のほか、農林水産省から2名（課長補佐、専門官）、賛助会員2名参加。

注：東北新幹線不通のため3名欠席。

2 議事概要

ア 畜産業（詳細は別掲）

安定供給関係では、メーカーからの通知内容の情報充実と早期化を望む。

欠品の際、メーカー間での協議調整を希望、ほかに値上げ、期限切迫品等の事案。

物流では、運送サイドが強く、破損増え、入庫時の検品の徹底。

人材確保については、業界の認知度アップ、就活へのアプローチ等。

イ 小動物業

安定供給関係では、欠品等の個別事案とその発生理由の検証、メーカーからの通知内容に濃淡。理由、時期等の説明上必要な事項の充実を望む。欠品の際、メーカー間での協議調整を希望。

負担軽減のためメーカーのキャンペーンの時期、食品等景品の見直しを要望。

災害時のメーカー、ディーラー等での現時点での対応策の確認。

ウ 水産業

経口ワクチン開発の要望。接種時の誤注射対策の検討が必要。

ワクチンの対象魚種拡大、畜産業の魚への販売（獣医師の指示書の徹底）

接種等の労務提供の改善が必要。

3 農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課（中島課長補佐）からの情報提供

「動物薬事をめぐる最近の情勢」

4 全体

毎年同じ課題が多く報告されており、具体的な取組が急務。今後、各委員会の通年開催、中長期計画策定等を検討・順次実施。





専門委員会 全体会議



☆令和6年度新規認定研修を実施

認定研修について見直しを進め、今年度の新規認定研修は、初めて、①WEB研修を実施することとし、また、②獣医療の現場を紹介する科目を3科目設け、吉川康弘氏（養豚）、大橋邦啓氏（牛）及び佐伯淳氏（小動物）による講義を実施しました。

従来からの集合型の「新規認定研修会」については、農林水産省担当部局ほか、関係各位のご理解ご協力を得て、11月6日（水）・7日（木）の2日間、東京・御茶ノ水御ソラシティで開催しました。講義内容の動画を用いて、18日から「新規認定WEB研修」を実施することとしました。

研修終了後、試験合格者毎に「認定販売員証」を交付するとともに、認定番号を付与し、認定番号を社員証、名刺等に掲載することを奨励することとします。

また、講義の一部を来年1月ホームページで、公開予定です。

（スケジュール及び科目一覧は別添参照）



全国動物薬品器材協会 2024年度 新規認定研修スケジュール

8月26日(月) 令和6年度新規認定研修会開催・Web研修実施案内発信

「新規認定研修会」参加申込み受付開始
「新規認定Web研修」受講申込み受付開始

9月30日(月) 参加・受講申込み締切

※「新規認定研修会参加」「Web研修受講」同日締切

10月18日(金) 研修必須科目(12科目)のうち

予めWeb視聴すべき2科目の講習ビデオ公開(協会HP専用ページ)
参加・受講申込み者全員に、
必須視聴2科目を含む事前視聴可能な講習ビデオ視聴案内、
講義資料データダウンロードの案内発信

11月 6日(水) 新規認定研修会 お茶ノ水ソラシティカンファレンスセンター
7日(木) 東京都千代田区神田駿河台4-6

講義(1)~(10)、情報交換会、認定試験(選択肢回答・筆記)
正答率70%以上の受講者(研修修了者)には、
固有の認定番号を付与、あわせて認定販売員証を送付、
認定番号・所属会社名・氏名を認定販売員名簿に記載

11月18日(月) Web受講開始: Web受講申込み者向け全講義ビデオ視聴案内通知

Web受講者は、以後いつでも講義ビデオ視聴可能。
※講義ビデオの全会員向け公開は令和7年1月下旬から

11月25日(月)~12月2日(月) Web試験期間(8日間)

正答率70%以上の受講者(研修修了者)には、
固有の認定番号を付与、あわせて認定販売員証を送付、
認定番号・所属会社名・氏名を認定販売員名簿に記載。

12月(中旬) 研修修了者(試験合格者)に認定番号付与、認定販売員証送付。

2025年1月下旬 協会HP会員専用ページに、2024年度研修講義ビデオ公開

令和6年度 新規認定研修 科目一覧

敬称略

No.	科 目	受講方法	講 師 (所属)
1 必	関係法規	集合 Web	①医薬品医療機器等法の解説 曳地 七星 (農林水産省消費・安全局 畜水産安全管理課)
2 必			②家畜伝染病予防法の解説 松井 裕佑 (農林水産省消費・安全局 動物衛生課課長補佐)
3 必			③獣医師法・獣医療法の解説 大倉 尚子 (農林水産省消費・安全局 畜水産安全管理課 課長補佐)
4 必			④飼料安全法の解説 永原 貴子 (農林水産省消費・安全局 畜水産安全管理課 課長補佐)
5 必	動物用医薬品等	集合 Web	①動物薬の基礎 味戸 忠春 (日本獣医生命科学大学教授)
6 必			②動物用ワクチンの解説 荻窪 恭明 (農林水産省動物医薬品 検査所 検査第一部長)
7 必	コンプライアンス等	集合 Web	①遵法・企業倫理・販売員の使命・独占禁止法の解説 相原 夏実 (全国動物薬品器材協会 理事長)
8 必	動向情勢	Web	①畜産の動向 山本 将平 (農林水産省畜産局 総務課 畜産総合推進室・専門官)
9 必		集合 Web	②動薬市場の動向 氏政 雄揮 (アームズ株式会社代表取締役)
10 必	獣医療関係業務	集合 Web	①小動物獣医療業務の現場の一年 佐伯 潤 (帝京科学大学教授・大阪府獣医師会会長)
11 必		集合 Web	②畜産獣医療の現場(牛) 大橋 邦啓 (大橋獣医科医院 院長)
12 必		Web	③養豚コンサルタント獣医の業務内容と各種防疫対応 吉川 康宏 (グローバルピッグファーム 株)常務取締役・獣医師)
13		Web	④養鶏医療の現場 (仮) (次年度予定)
14		Web	⑤水産医療の現場 (仮) (次年度予定)

注1: 上記科目うち、受講必須科目はNo.1～12

注2: 集合研修に参加の場合、
上記科目No.8(畜産の動向)及びNo.12(畜産獣医療業務の現場(豚)(仮))は、事前にWebで受講すること。

注3: 試験対象科目は、上記科目No.1～7。



曳地七星氏



松井裕祐氏



大倉尚子氏



永原貴子氏



味戸忠春氏



荻窪恭明氏



相原夏実氏



山本将平氏



氏政雄揮氏



佐伯 潤氏



大橋邦啓氏



吉川康宏氏



☆動物薬の欠品や終売などが起きる原因を知るためのメモ（パンフレット）を作成配付
 協会では、11月に「動物薬の欠品や終売などが起きる原因を知るためのメモ」を作成し、獣医師、生産者、その他関係各位に配布しました。

次頁以降P.25、26参照

動物薬の欠品や終売などが起きる原因を知るためのメモ

国内には畜産現場の家畜やペットの犬や猫など、多くの動物たちが飼われています。それらさまざまな動物の健康維持、疾病予防や治療のために投与される薬、ワクチン、抗生物質などの動物用医薬品（以下「動物薬」という。）は畜産振興においてもなくてはならないものです。ですが、近年では動物薬が欠品する、十分な数量を注文しても納品されないという状況が生じており、獣医師や生産者の皆様が困られているという声をお伺いします。

私たち動物薬卸売業者の団体である（一社）全国動物薬品器材協会（以下、全動協）では、関係者のご理解とご協力を得て、動物薬の流通実態調査（抽出調査）を行いました。令和5年の1年間に動物薬製薬会社（メーカー）から動物薬卸売業者（ディーラー）宛にメールまたはfaxで発送された連絡文書713通を分析し、どれぐらいの数の動物薬等が不足する事態が起こったのか、その理由は何かなどを調査しました。なお、図表は、全て「国内外の動物用医薬品流通実態調査事業 動物用医薬品流通実態調査報告書（令和6年3月）」からの抜粋です。

1. 欠品

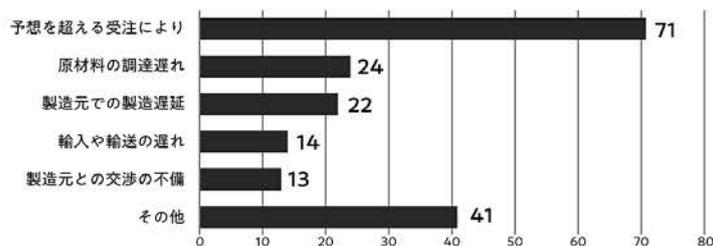
令和5年のメーカーからの連絡文書713通の内、「欠品」（品切れ）を案内するものは279通ありました。

解決見込み時期は「1ヶ月以内」と予想する文書が最も多く、次いで「3ヶ月以内」、そして「4ヶ月以内」と続きますが「未定」とするものも多かったです。

（単位：件）

連絡文書の内容	解決見込み時期						総計
	1週間以内	1ヶ月以内	3ヶ月以内	4ヶ月以上	未定	様々*	
欠品	12	112	41	25	53	36	279

*様々：1通の連絡文書に複数の製品があり、欠品解決時期も様々に異なるため、様々と表記



欠品に至る理由は「予想を超える受注による」とするものが最も多く、注文が一時期に集中したことが考えられます。

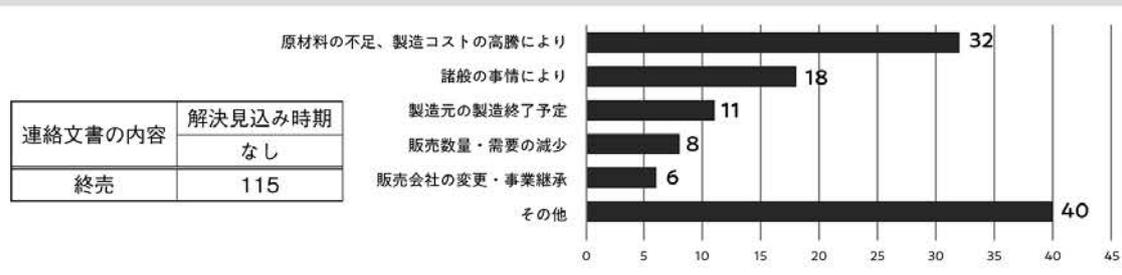
その他の理由としては「原材料の調達遅れ」や「製造元での製造遅延」が理由として挙げられました。

新型コロナウイルス感染症による世界的なパンデミック（感染爆発）により、国内だけでなく海外の製造施設も製造計画の大幅な変更が余儀なくされその後の急激な需要回復に製造が追いつかない状況や、世界的に一時的に輸送がストップしたことによる「輸入や輸送の遅れ」が生じており、その影響がまだ続いている場合があります。

2. 終売

問題解決の見込みや販売再開の目処がつかず、終売（販売終了）の判断が下された連絡文書は115通ありました。

その理由として「原材料の不足、製造コストの高騰により」が最も多く、次いで「諸般の事情により」、「製造元の製造終了決定」「販売数量・需要の減少」等が挙げられました。動物薬も他の製品の物価高と同様、円安の影響を受けて原材料や製造コストの上昇があり、そのコスト増を補うだけの売上や需要が見込めない場合、残念ながら終売の決定が下される場合があります。



3. 市場の混乱を避けるためのメーカーとディーラーの取り組み

市場の混乱を避けるための取り組みとして、まず挙げられるのは「割当販売」です。
割当販売が実施される際の理由として主要なものとして以下の理由が挙げられます。

- (1) 予想を超える受注のため
- (2) 製造元での製造遅延、輸入・輸送の遅延
- (3) 既存の顧客への供給を確保するため
- (4) 価格改定による改定前の需要増が見込まれるため
- (5) 他社製品の供給問題の影響で、代替品の注文が増えたため

また、製品の出荷期限を法的に問題のない範囲内で延長する「出荷期間延長」も、品薄の状態を少しでも改善するための取り組みとして行われることがあります。



4. それでも、ご迷惑をおかけすることもございます。

日頃からメーカーもディーラーも安定供給に努めており、獣医師や生産者の皆様にご迷惑をおかけする期間を少しでも短くできるようにするなど鋭意努力しております。しかし、欠品などへの対応で作業が増え、却って充分お応えできない状況もございますことをご了承下さい。

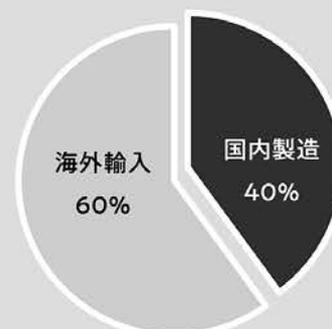
また「品薄だけれど欠品ではない」というギリギリの状況でのしるげという見込みに反し、品薄が予測されるとお客様から一気にご注文を頂戴する傾向がございますため、結局欠品に陥るといったケースもございます。

お客様の側で急激な需要増が見込まれるときには、あらかじめご一報いただくと非常に助かります。

製造や物流のコストアップで、なかなか余裕をもって在庫を確保することは厳しい状況ですが、急激な需要増にも耐えられるよう、供給側の私たちも検討していきたいと存じます。

右図に示すとおり、動物用医薬品の半分以上が輸入品のため、製造元での製造遅延や製造終了など、不可抗力で私たちディーラー側ではコントロールできない欠品や終売が生じることもございます。

それでも代替品をご紹介します納品するなど、次善の対策を検討してまいります。今後とも何卒よろしくお願い申し上げます。



動物薬の国内製造と輸入品の比率
(出典：アームズ(株))



「畜産用動物薬等の安定供給対策・研修強化事業」

一般社団法人
全国動物薬品器材協会

事務局

〒113-0034 東京都文京区湯島3-20-9 緬羊会館 3F
TEL：03-5812-4177 FAX：03-3834-5440

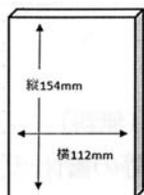
☆「動薬手帳2025年版」を刊行

「動薬手帳2025年版」は、農林水産省及び製薬メーカー60社余のご協力を得て、動物用医薬品等の最新情報を掲載し、11月末に刊行します。購入ご希望の場合は事務局までご連絡ください。

☆都道府県協会会長等変更

神奈川県協会会長（令和6年11月1日付）
土屋 雅俊（森久保CAメディカル株）

「動薬手帳2025年版」ご案内



手帳様式等：B6変形版 縦154mm 横112mm（従前どおり）
約470ページ（2024年版実績）

納入予定：令和6年12月上旬 配布冊数：3,000冊余（2023年版）

— 目次（2024年版から抜粋） —

I 法規編

- 1 動物医薬品等関係法規 法律、規則、省令等
- 2 家畜伝染病予防法
- 3 獣医師法

II 製剤編

- 1 一般薬製剤の部
(1) 牛用製剤 (2) 馬用製剤 (3) 豚用製剤 (4) 鶏用製剤 (5) 水産用製剤
(6) 養蜂用製剤 (7) 犬・猫用製剤 (8) 観賞魚用製剤 (9) 畜舎等
- 2 生物学的製剤の部
(1) 牛用ワクチン (2) 豚用ワクチン (3) 鶏用ワクチン (4) 馬用ワクチン
(5) 犬(猫)用ワクチン (6) 猫用ワクチン (7) 水産用ワクチン (8) 血清 (9) 診断薬
- 3 再生医療等製品の部
- 4 【製剤別索引】【販売元会社等の名称】

III 関係官庁等一覧

- 1 動物薬事関係官庁
- 2 家畜保健衛生所
- 3 動物医薬品関係団体
- 4 協会会員
- 5 賛助会員（メーカー等）

【本体健絡】 単価 1,080円（税込1,188円）

【送 料】	注文冊数	会員・賛助会員	会員・賛助会員以外
	1～2冊の場合	300円（税込）	430円（税込）
	3～4冊の場合	300円（税込）	600円（税込）
	5冊以上の場合	送料無料	1,100円（税込）

注：郵便料金等の値上げを受けて改訂しました。

【購入申込】「申込書」に必要事項をご記入いただき、FAXにてお申込み下さい。

FAX 03-3834-5440

【支払い方法】 発送時に請求書（納品書）を同封いたします。原則、申込書毎に振込をお願いします。なお、複数の申込書分をまとめて振込される場合、入金確認のために、内訳を事前にご連絡ください。

○協会ホームページから

ホームページに、理事長の講話「遵法、企業倫理、販売員の使命」の資料と動画を掲載しています。内容は、コンプライアンス、独占禁止法の解説、販売員の行動規範等です。

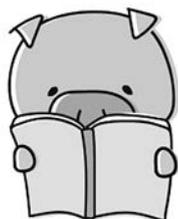
また、「協会について」の欄には、都道府県協会の会長・事務局の変更、会員の退会・新規加入、事務所移転等を踏まえ、会員及び賛助会員一覧の最新版を掲載しています。



本会刊行図書案内

・動薬手帳(動薬ハンドブック)

－2024年版－ B6変形判 467頁
関係法規、一般製剤、生物学的、製剤ほか
価格1,188円（本体価格1,080円＋消費税）



本会報の送付停止を希望される場合は、FAXでご連絡ください。

〔全動薬協会報編集委員〕

委員長	相原夏実(理事長)
副委員長	塩田忠(専務理事)
委員	一柳吉孝(副理事長)
〃	市野沢信成(副理事長)
〃	辻真樹(副理事長)
〃	松田怜士(常務理事)

全動薬協会報(隔月発行) No. 370

発行所 一般社団法人全国動物薬品器材協会
東京都文京区湯島3-20-9
緬羊会館3F
TEL 03-5812-4177
FAX 03-3834-5440
E-mail jadida@abelia.ocn.ne.jp

編集発行人 塩田 忠

牛乳出荷前の使用禁止期間が無いから

搾乳中でも投与が可能



畜水産のお役立ち情報を発信中！
<< 畜産ナビへはコチラ から

動物用医薬品 使用基準

エプリノメクチン・ドロップオン® [KS]

アベルメクチン系駆虫剤

気付かぬうちに牛体内に棲みつき、
じわじわと栄養を横取りしている内部寄生虫と
牛にストレスを与え続ける外部寄生虫。

定期的な投与で寄生虫の駆除による生産性の向上を。



※ドロップオンは登録商標です。
注意—使用基準の定めるところにより使用してください。

製造販売業者

KS 共立製薬株式会社
東京都千代田区九段南 1-6-5

臨床型乳房炎の症状を軽減



畜産ナビで乳房炎に関する
記事を読む！
<< コチラ から

劇 動物用医薬品 要指示 指定

スタートバック®

スタートバック®は黄色ブドウ球菌、大腸菌群、
コアグラセ陰性ブドウ球菌 (CNS) による
臨床型乳房炎の症状を軽減するワクチンです！



50mL(25頭分)×1バイアル



2mL(1頭分)×20バイアル

※スタートバックは登録商標です。
注意—獣医師等の処方箋・指示により使用してください。

製造元

HIPRA LABORATORIOS HIPRA, S.A.
SPAIN

製造販売業者 (輸入元)

KS 共立製薬株式会社
東京都千代田区九段南 1-6-5

【お問い合わせ先】 TEL 03-3264-7559 (共立製薬株式会社 学術)
<https://www.kyoritsuseiyaku.co.jp>

*ご使用に際しては、製品添付文書をお読みください。



一般財団法人 生物科学安全研究所

動物用医薬品・医療機器・再生医療等製品等の各種試験・検査受託
ISO17025 認定機関

- ▶ 家畜の各種血液検査・病理検査、微生物検査（菌株同定・薬剤感受性検査等）・寄生虫及び原虫検査
- ▶ 牛・豚感染症の検査（BL、BVD-MD、PRRS、PED 等）
- ▶ 犬猫の狂犬病抗体検査
- ▶ 動物用医薬品等の承認申請支援及びコンサルティング
- ▶ 家畜・家禽による残留試験 吸排分布試験、安全性試験及び各種毒性試験
- ▶ ワクチンの品質検査、有効性試験 安全・効果試験
- ▶ 臨床試験、市販後調査、薬剤耐性菌調査
- ▶ 寄生虫、原虫に対する薬剤効果試験

試験に関するご質問等は、ホームページのお問合せフォームからお気軽にご相談ください

〒252-0132 神奈川県相模原市緑区橋本台3-7-11

電話 042-762-2775 (代) / FAX 042-762-7979

URL <http://www.riasbt.or.jp/>

RIAS

検索



こわい狂犬病から
ぼくを守ってね

毎年1回の狂犬病予防注射を忘れずに！



研究開発元 一般財団法人 松岡科学研究所
製造販売元 松研薬品工業株式会社

〒184-0003 東京都小金井市緑町5丁目19番21号
TEL: (042) 381-0075 FAX: (042) 381-0344
URL: <http://www.matsuken-yakuhin.com>
E-mail: daihyo@matsuken-yakuhin.com

■ 松研狂犬病 TC ワクチン

劇 要指示 指定

松研の動物用生物学的製剤

豚用ワクチン

- 豚熱生ウイルス乾燥予防液
(豚コレラ生ウイルス乾燥予防液)
- 松研豚丹毒生ワクチン
- ポーシリス APP-N
- ポーシリス ERY
- ポーシリス STREPSUIS
- ポーシリス Begonia DF・10
- ポーシリス Begonia DF・50

水産用ワクチン

- Mバック レンサ
- Mバックイニエ
- 松研Mバック IPレンサ

家畜用抗毒素

- 破傷風血清

動物用医薬品 要指示 指定 使用基準

ジクラズリル製剤

ベコクサン[®]

2.5mg/ml 経口投与剤

牛コクシジウム症、発症防止も治療も
「ベコクサン」を



製造販売元(輸入)

MSDアニマルヘルス株式会社

東京都千代田区九段北 1-13-12 〒102-8667
TEL (03) 6272-1099 (代表)

 **MSD**
Animal Health

JP-VCN-23040002



Gazing at the future



ZENOAQ

動物の価値を高めること。
それが、私たちの使命です。

